

様式第3-1号(国実施要綱 別紙様式2-1)

事業計画書(処遇改善加算対象サービス 総括表)

提出先	静岡県
-----	-----

1 基本情報

フリガナ	シヤカイフクシホウジンケンミンコウセイカイ		
法人名	社会福祉法人県民厚生会		
法人所在地	〒	426-0009	
	静岡県藤枝市八幡198番地		
フリガナ	オカザキ ミナ		
書類作成担当者	岡崎 美奈		
連絡先	電話番号	054-646-6766	E-mail kirara-mo@arrow.ocn.ne.jp

2 補助金の支給要件及び使途

① 介護従事者に対する幅広い賃上げ支援

処遇改善加算を算定している又は実績報告書の提出までに算定する見込みです。	○
--------------------------------------	---

様式第4号「①の要件を満たす」の欄の記載のうち、処遇改善加算対象サービス分について集計「○」は記載漏れがない場合、「×」は記載漏れがある場合を指します。

② 生産性向上や協働化に取り組む事業者の介護職員に対する上乗せの賃上げ支援

○訪問・通所系サービス等について、ケアプランデータ連携システムに加入している又は実績報告書の提出までに加入する見込みです。 ○施設・居住サービス、多機能サービス、短期入所サービス等について、生産性向上推進体制加算Ⅰ又はⅡを算定している又は実績報告書の提出までに算定する見込みです。 (小規模多機能型居宅介護等のサービスにおいては、ケアプランデータ連携システムに加入する又は実績報告書の提出までに加入する見込みであることにより要件を満たすことができます。) ○介護サービス事業所等が所属する法人が、社会福祉連携推進法人に所属しています。	△
--	---

様式第4号「②の要件を満たす」の欄の記載のうち、処遇改善加算対象サービス分について集計「○」は記載漏れがなく、全ての事業所において要件を満たす場合、「△」は記載漏れがないが、要件を満たさない事業所がある場合、「×」は記載漏れがある場合を指します。

③ 介護職員の職場環境改善の支援(賃金改善に充てることも可能。)

生産性向上や協働化に係る取組を行っている(②を満たしている)又は令和6年度介護人材確保・職場環境改善等事業を活用しています。	○
--	---

職場環境改善等に向けて、以下のいずれかの取組の実施を計画している又は既に実施しています。
(1つ以上の項目にチェック(✓))

<input type="checkbox"/>	(ア)業務内容の明確化と職員間の適切な役割分担の取組
<input type="checkbox"/>	(イ)介護職員等の業務の洗い出しや棚卸しなど、現場の課題の見える化
<input type="checkbox"/>	(ウ)業務改善活動の体制構築(委員会やプロジェクトチームの立ち上げ又は外部の研修会の活動等)

様式第4号「③の要件を満たす」の欄の記載のうち、処遇改善加算対象サービス分について集計

	○
--	---

【使途】(1つ以上の項目にチェック(✓)) 職場環境改善経費への充当又は賃金改善を行う方法

<input checked="" type="checkbox"/>	(一)賃金改善の実施
<input type="checkbox"/>	(二)職場環境改善経費への充当
<input type="checkbox"/>	(二)を選択した場合、その使途をプルダウンから選択してください。

- ・実績報告では、どのような項目の費用にどのくらいの額を充てたかを報告いただきます。
- ・職場環境改善経費には、職員に対する研修費用や介護助手等の募集経費、その他の金額が含まれます。「その他の金額」には、補助金の要件である「業務内容の明確化と役割分担」、「現場の課題の見える化」又は「業務改善活動の体制構築」に関する取組を実施するための費用のうち、介護テクノロジー等の機器購入費用でないもの(専門家の派遣費用、会議費等)のみ充当することができます。
- ・職場環境改善経費について、複数の取組を行う場合は、主な使途にあたる項目を選択してください。
- ・介護テクノロジーの導入等を検討している場合には、「介護テクノロジー導入・協働化等支援事業」をご活用ください。
- ・職場環境改善経費について、消費税を補助対象経費に含むことはできません。

3 その他要件を満たすことの確認・誓約等

以下の点を確認し、満たしている項目に全てチェック(✓)すること。

○

	確認項目	証明する資料の例
✓	補助金による賃金改善以外の部分で賃金水準を引き下げません。	—
✓	誓約したことで対応したこととみなした要件について、実績報告書の提出までに対応します。	—
✓	補助金として給付される額は、①～③の使途のために全額支出します。	給与明細、職場環境改善経費に係る明細書等
✓	労働基準法、労働災害補償保険法、最低賃金法、労働安全衛生法、雇用保険法その他の労働に関する法令に違反し、罰金以上の刑に処せられていません。	—
✓	労働保険料の納付が適正に行われています。	労働保険関係成立届、確定保険料申告書
✓	本計画書の内容を雇用する全ての職員に対して周知しました。	会議録、周知文書
✓	都道府県のホームページ等で、補助金の提出先を確認しました。	—

(確認用) 提出前のチェックリスト

以下の項目に「×」がないか、提出前に確認すること。「×」がある場合、当該項目の記載を修正すること。

2 補助金の見込額、支給要件及び使途	
①について、処遇改善加算を算定している又は実績報告書の提出までに算定する見込み	○
②について、各サービスに係る要件を満たす	△
③について、各サービスに係る要件を満たす	○
③について、補助金の使途が示されている	○
3 要件を満たすことの確認等	
要件を満たすことの確認について、チェック(✓)が入っていない項目がない	○

振込に関する情報

(様式第4号から集計・転記)

都道府県	A 見込額(円)	①	②	③
静岡県	15,260,037	11,015,217	1,105,169	3,139,634

様式第3-2号(国実施要綱 別紙様式2-2)

事業計画書(処遇改善加算対象外サービス 総括表)

提出先	静岡県
-----	-----

1 基本情報

フリガナ	シャカイフクシホウジンケンミンコウセイカイ		
法人名	社会福祉法人県民厚生会		
法人所在地	〒	426-0009	
	静岡県藤枝市八幡198番地		
フリガナ	オカザキ ミナ		
書類作成担当者	岡崎 美奈		
連絡先	電話番号	054-646-6766	E-mail kirara-mo@arrow.ocn.ne.jp

2 補助金の支給要件及び使途

① 介護従事者に対する幅広い賃上げ支援

ケアプランデータ連携システムに加入している又は実績報告書の提出までに加入する見込みです。社会福祉連携推進法人に所属しています。処遇改善加算の対象外サービスについて、処遇改善加算IVに準ずる要件を満たす(又は満たす見込み)です。



様式第4号「①の要件を満たす」の欄の記載のうち、処遇改善加算対象外サービス分について集計「○」は記載漏れがない場合、「×」は記載漏れがある場合を指します。

様式第4号「①の要件を満たす」の欄において、処遇改善加算の対象外サービスについて、処遇改善加算IVに準ずる要件を満たす(又は満たす見込み)と回答した場合(詳しい要件の内容は参考シートを参照)



(ア)・(イ)(任用要件・賃金体系の整備等、研修の実施等)	✓
(ウ)職場環境等要件 ・届出に係る計画の期間中に実施する事項について、チェック(✓)する又は実績報告書の提出までに要件整備を行う誓約をすること(「誓約」を選択。) ・「入職促進に向けた取組」、「資質の向上やキャリアアップに向けた支援」、「両立支援・多様な働き方の推進」、「腰痛を含む心身の健康管理」及び「やりがい・働きがいの醸成」の区分ごとに1以上の取組を実施し、「生産性向上(業務改善及び働く環境改善)のための取組」のうち2以上の取組を実施すること。 ただし、1法人あたり1の施設又は事業所のみを運営するような法人等の小規模事業者は、⑭の取組を実施していれば、「生産性向上(業務改善及び働く環境改善)のための取組」の要件を満たすものとする。(⑭及び⑮の2を選択。)	○
区分	内容
入職促進に向けた取組	✓ ①法人や事業所の経営理念やケア方針・人材育成方針、その実現のための施策・仕組みなどの明確化
	②事業者の共同による採用・人事ローテーション・研修のための制度構築
	✓ ③他産業からの転職者、主婦層、中高年齢者等、経験者・有資格者等にこだわらない幅広い採用の仕組みの構築(採用の実績でも可)
	✓ ④職業体験の受け入れや地域行事への参加や主催等による職業魅力向上の取組の実施
資質の向上やキャリアアップに向けた支援	✓ ⑤働きながら介護福祉士取得を目指す者に対する実務者研修受講支援や、より専門性の高い介護技術を取得しようとする者に対するユニットリーダー研修、ファーストステップ研修、喀痰吸引、認知症ケア、サービス提供責任者研修、中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援等
	✓ ⑥研修の受講やキャリア段位制度と人事考課との連動
	⑦エルダー・メンター(仕事やメンタル面のサポート等をする担当者)制度等導入
両立支援・多様な働き方の推進	✓ ⑧上位者・担当者等によるキャリア面談など、キャリアアップ・働き方等に関する定期的な相談の機会の確保
	✓ ⑨子育てや家族等の介護等と仕事の両立を目指す者のための休業制度等の充実、事業所内託児施設の整備
	✓ ⑩職員の事情等の状況に応じた勤務シフトや短時間正規職員制度の導入、職員の希望に即した非正規職員から正規職員への転換の制度等の整備
	⑪有給休暇を取得しやすい雰囲気・意識作りのため、具体的な取得目標(例えば、1週間以上の休暇を年に●回取得、付与日数のうち●%以上を取得)を定めた上で、取得状況を定期的に確認し、身近な上司等からの積極的な声かけを行っている
腰痛を含む心身の健康管理	⑫有給休暇の取得促進のため、情報共有や複数担当制等により、業務の属人化の解消、業務配分の偏りの解消を行っている
	✓ ⑬業務や福利厚生制度、メンタルヘルス等の職員相談窓口の設置等相談体制の充実
	✓ ⑭短時間勤務労働者等も受診可能な健康診断・ストレスチェックや、従業員のための休憩室の設置等健康管理対策の実施
	✓ ⑮職員の子供の負担軽減のための介護技術の修得支援、職員に対する腰痛対策の研修、管理者に対する雇用管理改善の研修等の実施
	✓ ⑯事故・トラブルへの対応マニュアル等の作成等の体制の整備

生産性向上のための取組	✓	⑰厚生労働省が示している「生産性向上ガイドライン」に基づき、業務改善活動の体制構築(委員会やプロジェクトチームの立ち上げ、外部の研修会の活用等)を行っている
	✓	⑱現場の課題の見える化(課題の抽出、課題の構造化、業務時間調査の実施等)を実施している
	✓	⑲5S活動(業務管理の手法の1つ。整理・整頓・清掃・清潔・躰の頭文字をとったもの)等の実践による職場環境の整備を行っている
	✓	⑳業務手順書の作成や、記録・報告様式の工夫等による情報共有や作業負担の軽減を行っている
	✓	㉑介護ソフト(記録、情報共有、請求業務転記が不要なもの)、情報端末(タブレット端末、スマートフォン端末等)の導入
	✓	㉒介護ロボット(見守り支援、移乗支援、移動支援、排泄支援、入浴支援、介護業務支援等)又はインカム等の職員間の連絡調整の迅速化に資するICT機器(ビジネスチャットツール含む)の導入
	✓	㉓業務内容の明確化と役割分担を行い、職員がケアに集中できる環境を整備。特に、間接業務(食事等の準備や片付け、清掃、ベッドメイク、ゴミ捨て等)がある場合は、いわゆる介護助手等の活用や外注等で担うなど、役割の見直しやシフトの組み換え等を行う。
		㉔各種委員会の共同設置、各種指針・計画の共同策定、物品の共同購入等の事務処理部門の集約、共同で行うICTインフラの整備、人事管理システムや福利厚生システム等の共通化等、協働化を通じた職場環境の改善に向けた取組の実施
	㉔の2 1法人あたり1の施設又は事業所のみを運営するような法人等の小規模事業者であり、㉔の取組を実施している。	
やりがい・働きがいの醸成	✓	㉕ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の職員の気づきを踏まえた勤務環境やケア内容の改善
	✓	㉖地域包括ケアの一員としてのモチベーション向上に資する、地域の児童・生徒や住民との交流の実施
	✓	㉗利用者本位のケア方針など介護保険や法人の理念等を定期的に学ぶ機会の提供
		㉘ケアの好事例や、利用者やその家族からの謝意等の情報を共有する機会の提供

3 その他要件を満たすことの確認・誓約等

以下の点を確認し、満たしている項目に全てチェック(✓)すること。



確認項目	証明する資料の例
✓ 補助金による賃金改善以外の部分で賃金水準を引き下げません。	—
✓ 誓約したことで対応したこととみなした要件について、実績報告書の提出までに対応します。	—
✓ 補助金として給付される額は、上記用途のために全額支出します。	給与明細、職場環境改善経費に係る明細書等
✓ 労働基準法、労働災害補償保険法、最低賃金法、労働安全衛生法、雇用保険法その他の労働に関する法令に違反し、罰金以上の刑に処せられていません。	—
✓ 労働保険料の納付が適正に行われています。	労働保険関係成立届、確定保険料申告書
✓ 本計画書の内容を雇用する全ての職員に対して周知しました。	会議録、周知文書
✓ 都道府県のホームページ等で、補助金計画書の提出先を確認しました。	—

(確認用)提出前のチェックリスト

以下の項目に「×」がないか、提出前に確認すること。「×」がある場合、当該項目の記載を修正すること。

2 補助金の見込額、支給要件及び使途	
①について、要件を満たす	○
3 要件を満たすことの確認等	
要件を満たすことの確認について、チェック(✓)が入っていない項目がない	○

振込に関する情報

(様式第4号から集計・転記)

都道府県	A 見込額(円)	①	②	③
静岡県	573,555	289,072		

【記入上の注意】
 ①補助金の見込額(円)は、申請書の記載内容に基づき、申請書提出時に算定した額を記載してください。
 ②申請書の記載内容と異なる場合は、理由を記載してください。
 ③申請書の記載内容と異なる場合は、理由を記載してください。

①介護保険事業に対する
 幅広い向上支援
 ②生産性向上や協働化に取り組む
 事業所への介護職員に対する
 上乗せの賃上げ支援
 ③介護職員について、職場環境改善に
 取り組む事業所を支援
 (介護職員等の賃金改善に該当可能)の「介護人材確保・職場環境改善等事業」等が対象
 ア)知識改善加算の対象サービス
 1)介護職員に対する研修(知識・技能・態度)の向上を図る事業(研修等)
 2)介護職員に対する研修(知識・技能・態度)の向上を図る事業(研修等)
 3)介護職員に対する研修(知識・技能・態度)の向上を図る事業(研修等)
 ケアプランナーが連携システムに加入(又は見込み)の事業所等が対象
 知識改善加算の取得に加え、以下の要件を満たす事業所
 ア)長所、通所サービス、多機能サービス、短期入所サービス等
 イ)施設、居住サービス、多機能サービス、短期入所サービス等
 一 生産性向上加算 I又はIIを取得(又は見込み)等。
 知識改善加算を申請の上、職場環境改善等の更なる充足を図るに
 取り組む事業所を支援
 1)施設、居住サービス、多機能サービス、短期入所サービス等
 2)施設、居住サービス、多機能サービス、短期入所サービス等
 の「介護人材確保・職場環境改善等事業」と同様。

補助金の見込額(円)		うち、知識改善加算 対象サービス分		うち、処遇改善加算 対象サービス分	
合計	15,843,592	15,260,037	573,555		
①~③の合計					
うち、①+②部分	12,120,386		573,555		
うち、①部分	11,015,217		573,555		
うち、②部分	1,105,169				
うち、③部分	3,139,634				

通し 番号	介護保険事業 所番号	指定権者名	事業所の所在地		サービス名	令和7年12月 の介護報酬総 単位数 (千単位)	1単位 あたり 単価 (円)	①の要件を満たす	②の要件を満たす	③の要件を満たす	申請する 組み合わせ	交付率 (計)(c)	補助金の見込額(a)×b×c		
			都道府県	市区町村									①部分	②部分	③部分
1	2292300122	富士市	静岡県	富士市	認知症対応型共同生活介護	280.913	10,14	加算算定済	生産性向上推進体制加算 I又はIIを算定済	令和6年度介護人材確保・職場 環境改善等事業による補助金の 交付を受けている	①+②+③	27.0%	427,208	187,998	153,816
2	2292300742	富士市	静岡県	富士市	認知症対応型通所介護	49.528	10,17	加算算定済	要件を満たさない	令和6年度介護人材確保・職場 環境改善等事業による補助金の 交付を受けている	①+③	27.6%	95,618	0	26,560
3	2272301496	静岡県	静岡県	富士市	通所介護	708.352	10,14	加算算定済	要件を満たさない	令和6年度介護人材確保・職場 環境改善等事業による補助金の 交付を受けている	①+③	15.6%	1,120,499	0	215,480
4	2272301496	富士市	静岡県	富士市	通所型サービス(独自)	49.356	10,14	加算算定済	要件を満たさない	令和6年度介護人材確保・職場 環境改善等事業による補助金の 交付を受けている	①+③	15.6%	63,061	0	15,014
5	2272301488	静岡県	静岡県	富士市	訪問介護	295.619	10,21	加算算定済	要件を満たさない	令和6年度介護人材確保・職場 環境改善等事業による補助金の 交付を受けている	①+③	20.4%	470,849	0	144,876
6	2272301488	富士市	静岡県	富士市	訪問型サービス(独自)	70.727	10,21	加算算定済	要件を満たさない	令和6年度介護人材確保・職場 環境改善等事業による補助金の 交付を受けている	①+③	20.4%	147,312	0	34,681
7	2272301504	富士市	静岡県	富士市	居宅介護支援	185.755	10,21	加算算定済	要件を満たさない	—	①	15.0%	284,483	0	0
8	2275300818	静岡県	静岡県	藤枝市	介護老人福祉施設	2,402.303	10,14	加算算定済	要件を満たさない	令和6年度介護人材確保・職場 環境改善等事業による補助金の 交付を受けている	①+②	18.6%	3,507,746	0	1,023,092
9	2275300826	静岡県	静岡県	藤枝市	短期入所生活介護	541.080	10,17	加算算定済	生産性向上推進体制加算 I又はIIを算定済	令和6年度介護人材確保・職場 環境改善等事業による補助金の 交付を受けている	①+②+③	23.4%	1,287,651	792,400	284,133
10	2275300826	静岡県	静岡県	藤枝市	介護予防短期入所生活介護	793	10,17	加算算定済	生産性向上推進体制加算 I又はIIを算定済	令和6年度介護人材確保・職場 環境改善等事業による補助金の 交付を受けている	①+②+③	23.4%	1,886	1,161	387
11	2275300883	静岡県	静岡県	藤枝市	通所介護	630.399	10,14	加算算定済	要件を満たさない	令和6年度介護人材確保・職場 環境改善等事業による補助金の 交付を受けている	①+③	15.6%	997,190	805,422	0
12	2275300883	藤枝市	静岡県	藤枝市	通所型サービス(独自)	22,790	10,14	加算算定済	要件を満たさない	令和6年度介護人材確保・職場 環境改善等事業による補助金の 交付を受けている	①+③	15.6%	38,050	28,117	0
13	2275300834	藤枝市	静岡県	藤枝市	居宅介護支援	168.751	10,21	加算算定済	要件を満たさない	—	①	15.0%	289,072	0	0
14	2297100253	浜松市	静岡県	浜松市	認知症対応型共同生活介護	572.867	10,14	加算算定済	生産性向上推進体制加算 I又はIIを算定済	令和6年度介護人材確保・職場 環境改善等事業による補助金の 交付を受けている	①+②+③	27.0%	1,568,395	871,330	383,385
15	2272002114	浜松市	静岡県	浜松市	通所介護	516.954	10,14	加算算定済	要件を満たさない	令和6年度介護人材確保・職場 環境改善等事業による補助金の 交付を受けている	①+③	15.6%	817,738	660,481	0
16	2272002114	浜松市	静岡県	浜松市	通所型サービス(独自)	48.529	10,14	加算算定済	要件を満たさない	令和6年度介護人材確保・職場 環境改善等事業による補助金の 交付を受けている	①+③	15.6%	76,765	62,002	0

17	227200006	浜松市	静岡県	浜松市	きらら浜松ヘルパーステーション	訪問介護	301,019	10.21	加算算定済	要件を満たさない	令和6年度介護人材確保・職場環境改善等事業による補助金の交付を受けている	①+②	20.4%	令和7年12月	626,974	479,450	0	147,523
18	227200206	浜松市	静岡県	浜松市	きらら浜松ヘルパーステーション	訪問型サービス(独自)	64,889	10.21	加算算定済	要件を満たさない	令和6年度介護人材確保・職場環境改善等事業による補助金の交付を受けている	①+③	20.4%	令和7年12月	135,153	103,352	0	31,800
19	227204653	浜松市	静岡県	浜松市	きらら浜松職能訓練子イブセセンター	通所介護	536,474	10.14	加算算定済	要件を満たさない	令和6年度介護人材確保・職場環境改善等事業による補助金の交付を受けている	①+③	15.6%	令和7年12月	648,615	665,420	0	163,195
20	227204653	浜松市	静岡県	浜松市	きらら浜松職能訓練子イブセセンター	通所高齢サービス(独自)	105,719	10.14	加算算定済	要件を満たさない	令和6年度介護人材確保・職場環境改善等事業による補助金の交付を受けている	①+③	15.6%	令和7年12月	167,230	135,070	0	32,159
21	227204661	浜松市	静岡県	浜松市	きらら浜松ショートステイ	短期入所生活介護	550,573	10.17	加算算定済	生産性向上推進体制加算Ⅰ又はⅡを算定済	令和6年度介護人材確保・職場環境改善等事業による補助金の交付を受けている	①+②+③	23.4%	令和7年12月	1,310,242	806,303	268,767	235,171
22	227204661	浜松市	静岡県	浜松市	きらら浜松ショートステイ	介護予防短期入所生活介護	1,023	10.17	加算算定済	生産性向上推進体制加算Ⅰ又はⅡを算定済	令和6年度介護人材確保・職場環境改善等事業による補助金の交付を受けている	①+②+③	23.4%	令和7年12月	2,434	1,498	499	436

別紙様式2-1 (処遇改善加算 総括表)

提出先 静岡県

介護職員等処遇改善加算 処遇改善計画書(令和8年度)

1 基本情報

フリガナ	シヤカイフクシホウジンケンミンコウセイカイ		
法人名	社会福祉法人県民厚生会		
法人所在地	〒	426-0009	
	静岡県藤枝市八幡198番地		
フリガナ	オカザキ ミナ		
書類作成担当者	岡崎 美奈		
連絡先	電話番号	054-646-6766	E-mail kirara-mo@arrow.ocn.ne.jp

2 賃金改善計画:加算額以上の賃金改善について(全体)

令和8年度に賃金改善が必要な額と賃金改善の見込額			
① 令和8年度の加算の見込額	(a)	136,969,774	円
令和8年度の賃金改善の見込額 ② (①の額以上となること。介護分野の職員の賃上げ・職場環境改善支援事業から賃金に充てた額を除く。)	(b)	138,000,000	円

【記入上の注意】

- ・ (b)には、令和8年度に実施する賃金改善の見込額を計算し、記入すること。その際、加算による賃金改善を行った場合の法定福利費等の事業主負担の増加分を含めることができる。

3 介護職員等処遇改善加算の要件について

(1)月額賃金改善要件(処遇改善加算Ⅳの1/2以上の月額賃金改善)

別紙様式2-2、2-3「①月額賃金改善要件」の欄から転記			○
① 令和8年度の処遇改善加算Ⅳ相当の見込額の1/2		44,168,433	円
② 令和8年度の加算による賃金改善の見込額のうち、月額賃金改善による額 (①の見込額以上となること)		95,000,000	円

【記入上の注意】

- ・ 令和8年4月以降の処遇改善加算の配分方法のうち、基本給等(基本給又は決まって毎月支払われる手当)で行っている賃金改善の総額を記入してください。

(2)キャリアパス要件Ⅰ・Ⅱ(任用要件・賃金体系の整備等、研修の実施等)

別紙様式2-2、2-3「②・③キャリアパス要件Ⅰ・Ⅱ」の欄から転記(詳しい要件の内容は参考シートを参照)			○
令和8年度特別要件を満たすことで、当該要件を満たすこととしている事業所等については、令和9年3月末までに任用要件・賃金体系の整備、研修の実施等を行うことを誓約します。			

(3)キャリアパス要件Ⅲ(昇給の仕組みの整備等)

別紙様式2-2、2-3「④キャリアパス要件Ⅲ」の欄から転記(詳しい要件の内容は参考シートを参照)			○
令和8年度特別要件を満たすことで、当該要件を満たすこととしている場合、令和9年3月末までに昇給の仕組みの整備を行うことを誓約します。			

(4)キャリアパス要件Ⅳ(改善後の賃金要件)

別紙様式2-2、2-3「⑤キャリアパス要件Ⅳ」の欄から転記			×

⇒上記に「×」が付いた場合、この欄に記入すること

「改善後の賃金が年額440万円以上となる者」を設定できない場合その理由			
<input type="checkbox"/>	小規模事業所等で職員間の賃金バランスに配慮が必要のため。		
<input type="checkbox"/>	職員全体の賃金水準が低い、地域の賃金水準が低い等の理由により、直ちに年額440万円まで賃金を引き上げることが困難であるため。		
<input type="checkbox"/>	年額440万円の賃金改善を行うに当たり、規程の整備や研修・実務経験の蓄積などに一定期間を要するため。		
<input checked="" type="checkbox"/>	その他(QA5-2に該当)		

(5)キャリアパス要件Ⅴ(介護福祉士等の配置要件)

別紙様式2-2、2-3「⑥キャリアパス要件Ⅴ」の欄から転記			○
-------------------------------	--	--	---

(6) 職場環境等要件

令和8年度特例要件を満たす。	○
令和8年度特例要件を満たすことで、当該要件を満たすこととしている場合、令和9年3月末までに職場環境等要件に係る取組を行うことを誓約します。	○
令和8年度特例要件を満たさない場合、各加算区分の算定に必要な令和8年度中の職場環境等要件を満たす。	○

【4. 5月は、処遇改善加算Ⅰ・Ⅱ、6月以降は処遇改善加算Ⅰイ、Ⅰロ、Ⅱイ、Ⅱロが対象】 該当

- ⇒ ・届出に係る計画の期間中に実施する事項について、チェック(✓)する又は令和8年度中に要件整備を行う誓約をすること(「誓約」)。
 ・「入職促進に向けた取組」、「資質の向上やキャリアアップに向けた支援」、「両立支援・多様な働き方の推進」、「腰痛を含む心身の健康管理」及び「やりがい・働きがいの醸成」の区分ごとに2以上の取組を実施すること。
 ・「生産性向上のための取組」のうち3以上の取組(うち⑬又は⑭は必須)を実施すること。

【処遇改善加算Ⅲ・Ⅳ、6月以降は新規に対象となるサービスも対象】 該当

- ⇒ ・届出に係る計画の期間中に実施する事項について、チェック(✓)する又は令和8年度中に要件整備を行う誓約をすること(「誓約」)。
 ・「入職促進に向けた取組」、「資質の向上やキャリアアップに向けた支援」、「両立支援・多様な働き方の推進」、「腰痛を含む心身の健康管理」及び「やりがい・働きがいの醸成」の区分ごとに1以上を実施すること。
 ・「生産性向上のための取組」のうち2以上の取組を実施すること。1法人あたり1の施設又は事業所のみを運営するような法人等の小規模事業者であり、⑮の取組を実施している場合は、⑮の2を選択すること。

区分	内容
入職促進に向けた取組	✓ ①法人や事業所の経営理念やケア方針・人材育成方針、その実現のための施策・仕組みなどの明確化
	②事業者の共同による採用・人事ローテーション・研修のための制度構築
	✓ ③他産業からの転職者、主婦層、中高年齢者等、経験者・有資格者等にこだわらない幅広い採用の仕組みの構築(採用の実績でも可)
	✓ ④職業体験の受入れや地域行事への参加や主催等による職業魅力向上の取組の実施
資質の向上やキャリアアップに向けた支援	✓ ⑤働きながら介護福祉士取得を目指す者に対する実務者研修受講支援や、より専門性の高い介護技術を取得しようとする者に対するユニットリーダー研修、ファーストステップ研修、喀痰吸引、認知症ケア、サービス提供責任者研修、中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援等
	✓ ⑥研修の受講やキャリア段位制度と人事考課との連動
	⑦エルダー・メンター(仕事やメンタル面のサポート等をする担当者)制度等導入
両立支援・多様な働き方の推進	⑧上位者・担当者等によるキャリア面談など、キャリアアップ・働き方等に関する定期的な相談の機会の確保
	✓ ⑨子育てや家族等の介護等と仕事の両立を目指す者のための休業制度等の充実、事業所内託児施設の整備
	✓ ⑩職員の事情等の状況に応じた勤務シフトや短時間正規職員制度の導入、職員の希望に即した非正規職員から正規職員への転換の制度等の整備
	⑪有給休暇を取得しやすい雰囲気・意識作りのため、具体的な取得目標(例えば、1週間以上の休暇を年に●回取得、付与日数のうち●%以上を取得)を定めた上で、取得状況を定期的に確認し、身近な上司等からの積極的な声かけを行っている
⑫有給休暇の取得促進のため、情報共有や複数担当制等により、業務の属人化の解消、業務配分の偏りの解消を行っている	
腰痛を含む心身の健康管理	✓ ⑬業務や福利厚生制度、メンタルヘルス等の職員相談窓口の設置等相談体制の充実
	✓ ⑭短時間勤務労働者等も受診可能な健康診断・ストレスチェックや、従業員のための休憩室の設置等健康管理対策の実施
	⑮職員の身体負担軽減のための介護技術の修得支援、職員に対する腰痛対策の研修、管理者に対する雇用管理改善の研修等の実施
	✓ ⑯事故・トラブルへの対応マニュアル等の作成等の体制の整備
生産性向上のための取組	✓ ⑰厚生労働省が示している「生産性向上ガイドライン」に基づき、業務改善活動の体制構築(委員会やプロジェクトチームの立ち上げ、外部の研修会の活用等)を行っている
	✓ ⑱現場の課題の見える化(課題の抽出、課題の構造化、業務時間調査の実施等)を実施している
	✓ ⑲5S活動(業務管理の手法の1つ。整理・整頓・清掃・清潔・躰の頭文字をとったもの)等の実践による職場環境の整備を行っている
	✓ ⑳業務手順書の作成や、記録・報告様式の工夫等による情報共有や作業負担の軽減を行っている
	✓ ㉑介護ソフト(記録、情報共有、請求業務転記が不要なもの)、情報端末(タブレット端末、スマートフォン端末等)の導入
	✓ ㉒介護ロボット(見守り支援、移乗支援、移動支援、排泄支援、入浴支援、介護業務支援等)又はインカム等の職員間の連絡調整の迅速化に資するICT機器(ビジネスチャットツール含む)の導入
	✓ ㉓業務内容の明確化と役割分担を行い、職員がケアに集中できる環境を整備。特に、間接業務(食事等の準備や片付け、清掃、ベッドメイク、ゴミ捨て等)がある場合は、いわゆる介護助手等の活用や外注等で担うなど、役割の見直しやシフトの組み換え等を行う。
	⑳各種委員会の共同設置、各種指針・計画の共同策定、物品の共同購入等の事務処理部門の集約、共同で行うICTインフラの整備、人事管理システムや福利厚生システム等の共通化等、協働化を通じた職場環境の改善に向けた取組の実施
㉔の2 1法人あたり1の施設又は事業所のみを運営するような法人等の小規模事業者であり、㉔の取組を実施している。	
やりがい・働きがいの醸成	✓ ㉕ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の職員の気づきを踏まえた勤務環境やケア内容の改善
	✓ ㉖地域包括ケアの一員としてのモチベーション向上に資する、地域の児童・生徒や住民との交流の実施
	✓ ㉗利用者本位のケア方針など介護保険や法人の理念等を定期的に学ぶ機会の提供
	㉘ケアの好事例や、利用者やその家族からの謝意等の情報を共有する機会の提供

見える化要件【4. 5月は、処遇改善加算Ⅰ・Ⅱ、6月以降は処遇改善加算Ⅰイ、Ⅰロ、Ⅱイ、Ⅱロが対象】

- ・実施する周知方法について、チェック(✓)すること。なお、令和8年度中の見込みでも差し支えない。

ホームページへの掲載	<input checked="" type="checkbox"/>	職場環境等要件の28項目のうち、実施する取組項目の「介護サービス情報公表システム」(「事業所の特色」欄)での選択	○
	<input type="checkbox"/>	職場環境等要件の28項目のうち、実施する取組項目の自社のホームページへの掲載	

(7) 令和8年度特例要件

生産性向上や協働化に取り組む事業者の介護職員に対する上乗せの賃上げ支援

<p>○訪問・通所系サービス等について、ケアプランデータ連携システムを利用している又は実績報告書の提出までに利用する見込みです。</p> <p>○施設・居住サービス、多機能サービス、短期入所サービス等について、生産性向上推進体制加算Ⅰ又はⅡを算定している又は実績報告書の提出までに算定する見込みです。 (小規模多機能型居宅介護等のサービスにおいては、ケアプランデータ連携システムを利用している又は実績報告書の提出までに利用する見込みであることにより要件を満たすことができます。)</p> <p>○介護サービス事業所等が所属する法人が、社会福祉連携推進法人に所属しています。</p> <p>別紙様式2-2、2-3「⑦令和8年度特例要件」の欄から転記</p>	○
---	---

4 要件を満たすことの確認・証明

- ・以下の点を確認し、満たしている項目に全てチェック(✓)すること。

確認事項	証明する資料の例 (指定権者からの求めに応じて提出)	○
<input checked="" type="checkbox"/> 処遇改善加算として給付される額は、職員の賃金改善のために全額支出します。 また、処遇改善加算による賃金改善以外の部分で賃金水準を引き下げません。 令和7年度と比較して令和8年度に増加した加算額について、独自の賃金改善を含む過去の賃金改善の実績に関わらず、新たな賃金改善を行います。	就業規則、給与規程、給与明細等	○
<input checked="" type="checkbox"/> 期間中に事業所が休業止した場合には、一時金等により介護職員その他の職員の賃金として配分します。	就業規則、給与規程、給与明細等	
<input checked="" type="checkbox"/> キャリアパス要件Ⅰ～Ⅲのうち、満たす必要のある項目について、証明となる書面を作成し、職員に周知しました。また、計画書の提出時点で書面の準備ができていない場合は、令和8年度中(令和9年3月末まで)に書面を整備します。	就業規則、給与規程、資質向上のための計画等	
<input checked="" type="checkbox"/> 労働基準法、労働災害補償保険法、最低賃金法、労働安全衛生法、雇用保険法その他の労働に関する法令に違反し、罰金以上の刑に処せられていません。	—	
<input checked="" type="checkbox"/> 労働保険料の納付が適正に行われています。	労働保険関係成立届、確定保険料申告書	
<input checked="" type="checkbox"/> 本計画書の内容及び賃金改善の方法を雇用する全ての職員に対して周知しました。	会議録、周知文書	
<input checked="" type="checkbox"/> 指定権者のホームページ等で申請先を確認しており、処遇改善加算の提出先として案内のあった申請先に提出します。	—	

※ 各証明資料は、指定権者からの求めがあった場合には、速やかに提出すること。

※ 本様式への虚偽記載のほか、処遇改善加算の請求に関して不正があった場合及び指定権者からの求めに応じて書類の提出を行うことができなかった場合は、介護報酬の返還や指定取消となる場合がある。

本処遇改善計画書の記載内容・確認事項の内容に間違いがないこと及び記載内容を証明する資料を適切に保管することを誓約します。

令和 8 年 3 月 31 日 法人名 社会福祉法人県民厚生会
代表者 職名 理事長 氏名 望月 忍

(確認用) 提出前のチェックリスト

・以下の項目にオレンジ色の「×」がないか、提出前に確認すること。「×」がある場合、当該項目の記載を修正すること。

※ 空欄が表示される項目は、記入が不要であるため対応する必要はない。

2 賃金改善計画について	
令和8年度の賃金改善が必要な額以上の賃金改善を行う計画となっていること	○

3 介護職員等処遇改善加算の要件について			
(1)	月額賃金改善要件	処遇改善加算Ⅳの1/2以上の月額賃金改善を行う計画になっていること	○
(2)	キャリアパス要件Ⅰ・Ⅱ	キャリアパス要件Ⅰ(任用要件・賃金体系の整備等)とキャリアパス要件Ⅱ(研修の実施等)の両方を満たすこと。ただし、満たさない場合は、令和8年度特例要件を満たすこと。	○
(3)	キャリアパス要件Ⅲ	キャリアパス要件Ⅲ(昇給の仕組みの整備等)を満たすこと。ただし、満たさない場合は、令和8年度特例要件を満たすこと。	○
(4)	キャリアパス要件Ⅳ	改善後の賃金が年額440万円以上となる者の数が事業所あたり1以上となるような計画になっていること。ただし、満たさない場合は、令和8年度特例要件を満たすか、小規模事業所等である等の理由を記載すること	○
(5)	キャリアパス要件Ⅴ	キャリアパス要件Ⅴ(介護福祉士等の配置要件)を満たすこと	○
(6)	職場環境等要件	各加算区分の算定に必要な要件を満たしていること又は令和8年度特例要件を満たし当該要件に係る取組を行うことを誓約していること	○
		情報公表システム等での見える化要件を満たすこと	○
(7)	令和8年度特例要件	生産性向上や協働化の取組を行っていること	○

4 要件を満たすことの確認・証明	
・ 必要な項目が全て選択されていること	○
・ 誓約・記名が行われていること	○

別紙様式2-3(個票(6月以降))

法人名 社会福祉法人県民厚生会

合計	サービス	令和8年度事業費の増減
117,004,000	118,184,440	780,440
38,032,585	38,032,585	

【記入上の注意】
「区別」のセルは必ず入力してください。空欄がある場合は不備となります。

令和8年度事業費の増減	令和8年度事業費の増減
117,004,000	118,184,440
38,032,585	38,032,585

⑤キャリアパス要件IVについて(令和8年度の算定予定について)
 処遇改善加算Ⅰ・Ⅱの算定を所定した事業所数
 (追加入所・平均・総合事業での重複除く)
 改善後の賃金が年間440万円以上となる者の数
 改善後の賃金を満たす職員は0人であって、令和8年度特例要件は満たす事業所数

10	
27	
0	

介護保険 事業所番 号	指定業者 名	事業所の所在地		事業所名	サービス	一月あたり介護 報酬標準額 加算(円) (a)	1単位 標準額(円) (b)	令和8年6月以降に 算定する処遇改善加 算の区分	加 算 率 (c)	算定対象月 (d) ※通常は令和8年6月から令和9年3月 ※通常は令和8年6月から令和9年3月(10ヶ月)	処遇改善加算 率(円) (a×b×c×d)	⑥キャリアパス要件				記入上の注意		
		①月額賃金要件	②キャリアパス要件Ⅰ・Ⅱ									③キャリアパス要件Ⅲ	④キャリアパス要件Ⅳ	⑤キャリアパス要件Ⅴ	⑥令和8年度 特例要件			
1	22320012	静岡県	静岡市	グループホームから 富士	認知症対応型共同 生活介護	234,000	10,14	処遇改善加算Ⅰ口	25.6%	令和8年6月～令和9年3月(10ヶ月)	5,409,890	○	○	○	○	○	○	生産性向上推進 体制加算Ⅰ又は Ⅱを算定済
2	22320012	静岡県	静岡市	グループホームから 富士	認知症対応型通所 介護	27,000	10,17	処遇改善加算Ⅰ口	25.6%	令和8年6月～令和9年3月(10ヶ月)	648,000	○	○	○	○	○	○	生産性向上推進 体制加算Ⅰ又は Ⅱを算定済
3	22320144	静岡県	静岡市	からさきホームから スズラン	通所介護	571,000	10,14	処遇改善加算Ⅰ口	12.0%	令和8年6月～令和9年3月(10ヶ月)	6,947,920	○	○	○	○	○	○	ケアプランデー 連携システムの 利用を要約
4	22320149	静岡県	静岡市	からさきホームから スズラン	通所介護	50,000	10,14	処遇改善加算Ⅰ口	12.0%	令和8年6月～令和9年3月(10ヶ月)	608,400	○	○	○	○	○	○	ケアプランデー 連携システムの 利用を要約
5	22320148	静岡県	静岡市	からさきホームから スズラン	加算介護	247,000	10,21	処遇改善加算Ⅰ口	26.7%	令和8年6月～令和9年3月(10ヶ月)	7,237,760	○	○	○	○	○	○	ケアプランデー 連携システムの 利用を要約
6	22320148	静岡県	静岡市	からさきホームから スズラン	加算介護	54,000	10,21	処遇改善加算Ⅰ口	26.7%	令和8年6月～令和9年3月(10ヶ月)	1,582,340	○	○	○	○	○	○	ケアプランデー 連携システムの 利用を要約
7	22320150	静岡県	静岡市	からさきホームから スズラン	居宅介護支援	175,000	10,21	処遇改善加算Ⅰ口	2.1%	令和8年6月～令和9年3月(10ヶ月)	375,210	○	○	○	○	○	○	ケアプランデー 連携システムの 利用を要約
8	22320016	静岡県	静岡市	特別支援老人ホーム からさき	介護老人福祉施設 介護	2,016,000	10,14	処遇改善加算Ⅰ口	17.6%	令和8年6月～令和9年3月(10ヶ月)	38,335,270	○	○	○	○	○	○	生産性向上推進 体制加算Ⅰ又は Ⅱを算定済
9	22320016	静岡県	静岡市	からさきホームから スズラン	居宅介護支援	500,000	10,17	処遇改善加算Ⅰ口	17.6%	令和8年6月～令和9年3月(10ヶ月)	8,949,600	○	○	○	○	○	○	生産性向上推進 体制加算Ⅰ又は Ⅱを算定済
10	22320016	静岡県	静岡市	からさきホームから スズラン	介護老人福祉施設 介護	7,000	10,17	処遇改善加算Ⅰ口	17.6%	令和8年6月～令和9年3月(10ヶ月)	125,290	○	○	○	○	○	○	生産性向上推進 体制加算Ⅰ又は Ⅱを算定済
11	22320016	静岡県	静岡市	からさきホームから スズラン	通所介護	603,000	10,14	処遇改善加算Ⅰ口	12.0%	令和8年6月～令和9年3月(10ヶ月)	7,337,300	○	○	○	○	○	○	ケアプランデー 連携システムの 利用を要約

別紙様式2-1 (処遇改善加算 総括表)

提出先 静岡県

福祉・介護職員等処遇改善加算 処遇改善計画書(令和8年度)

1 基本情報

フリガナ	シヤカイフクシホウジンケンミンコウセイカイ		
法人名	社会福祉法人県民厚生会		
法人所在地	〒	426-0009	
	静岡県藤枝市八幡198番地		
フリガナ	オカザキ ミナ		
書類作成担当者	岡崎 美奈		
連絡先	電話番号	054-646-6766	E-mail
			kirara-mo@arrow.ocn.ne.jp

2 賃金改善計画:加算額以上の賃金改善について(全体)

令和8年度に賃金改善が必要な額と賃金改善の見込額			
① 令和8年度の加算の見込額	(a)	748,272	円
うち、令和7年度と比較して令和8年度に増加する加算の見込額	(b)	48,720	
② 令和8年度の賃金改善の見込額 (①の額以上となること。障害福祉従事者処遇改善緊急支援事業から賃金に充てた額を除く。)	(c)	759,000	円
令和7年度と比較した令和8年度の増加分の配分方法			
③ 令和7年度と比較して令和8年度に増加する加算の見込額(再掲)	(d)	48,720	円
④ 令和8年度に③を原資として行う新たな賃金改善の見込額(ベースアップ(基本給及び決まって毎月支払われる手当の一律の引上げ)によるもの)	(e)	20,000	円
⑤ ④以外で、その他の手当、一時金等による新たな賃金改善の見込額	(f)	30,000	円
⑥ 新たな賃金改善の見込額の合計(e+f)	(g)	50,000	円

【記入上の注意】

- (c)には、令和8年度に実施する賃金改善の見込額を計算し、記入すること。その際、加算による賃金改善を行った場合の法定福利費等の事業主負担の増加分を含めることができる。

3 福祉・介護職員等処遇改善加算の要件について

(1)月額賃金改善要件(処遇改善加算Ⅳの1/2以上の月額賃金改善)

別紙様式2-2、2-3「①月額賃金改善要件」の欄から転記			○
① 令和8年度の処遇改善加算Ⅳ相当の見込額の1/2		299,544	円
② 令和8年度の加算による賃金改善の見込額のうち、月額賃金改善による額 (①の見込額以上となること)		540,000	円

【記入上の注意】

- 令和8年4月以降の処遇改善加算の配分方法のうち、基本給等(基本給又は決まって毎月支払われる手当)で行っている賃金改善の総額を記入してください。

(2)キャリアパス要件Ⅰ・Ⅱ(任用要件・賃金体系の整備等、研修の実施等)

別紙様式2-2、2-3「②・③キャリアパス要件Ⅰ・Ⅱ」の欄から転記(詳しい要件の内容は参考シートを参照)		○
令和8年度特別要件を満たすことで、当該要件を満たすこととしている事業所等については、令和9年3月末までに任用要件・賃金体系の整備、研修の実施等を行うことを誓約します。		

(3)キャリアパス要件Ⅲ(昇給の仕組みの整備等)

別紙様式2-2、2-3「④キャリアパス要件Ⅲ」の欄から転記(詳しい要件の内容は参考シートを参照)		○
令和8年度特別要件を満たすことで、当該要件を満たすこととしている場合、令和9年3月末までに昇給の仕組みの整備を行うことを誓約します。		

(4)キャリアパス要件Ⅳ(改善後の賃金要件)

(5)キャリアパス要件Ⅴ(配置等要件)

(6) 職場環境等要件

令和8年度特例要件を満たす。 □

令和8年度特例要件を満たさない場合、各加算区分の算定に必要な令和8年度中の職場環境等要件を満たす。
※こちらを選択する場合には、下記の職場環境等要件の表にチェックをしてください。 ○

【4. 5月は、処遇改善加算Ⅰ・Ⅱ、6月以降は処遇改善加算Ⅰイ、Ⅰロ、Ⅱイ、Ⅱロが対象】 □

- ⇒ ・届出に係る計画の期間中に実施する事項について、チェック(✓)する又は令和8年度中に要件整備を行う誓約をすること(「誓約」)。
- ・「入職促進に向けた取組」、「資質の向上やキャリアアップに向けた支援」、「両立支援・多様な働き方の推進」、「腰痛を含む心身の健康管理」及び「やりがい・働きがいの醸成」の区分ごとに2以上の取組を実施すること。
- ・「生産性向上のための取組」のうち3以上の取組(うち⑩は必須)を実施すること。1法人あたり1の施設又は事業所のみを運営するような法人等の小規模事業者であり、⑭の取組を実施している場合は、⑭の2を選択すること。

【処遇改善加算Ⅲ・Ⅳが対象】 該当 ○

- ⇒ ・届出に係る計画の期間中に実施する事項について、チェック(✓)する又は令和8年度中に要件整備を行う誓約をすること(「誓約」)。
- ・「入職促進に向けた取組」、「資質の向上やキャリアアップに向けた支援」、「両立支援・多様な働き方の推進」、「腰痛を含む心身の健康管理」及び「やりがい・働きがいの醸成」の区分ごとに1以上を実施するとともに全体から8以上の取組を実施すること。
- ・「生産性向上のための取組」のうち2以上の取組を実施すること。1法人あたり1の施設又は事業所のみを運営するような法人等の小規模事業者であり、⑭の取組を実施している場合は、⑭の2を選択すること。

【6月以降新規に対象となるサービスが対象】 □

- ⇒ ・届出に係る計画の期間中に実施する事項について、チェック(✓)する又は令和8年度中に要件整備を行う誓約をすること(「誓約」)。
- ・「入職促進に向けた取組」、「資質の向上やキャリアアップに向けた支援」、「両立支援・多様な働き方の推進」、「腰痛を含む心身の健康管理」及び「やりがい・働きがいの醸成」の区分ごとに1以上を実施すること。
- ・「生産性向上のための取組」のうち2以上の取組を実施すること。1法人あたり1の施設又は事業所のみを運営するような法人等の小規模事業者であり、⑭の取組を実施している場合は、⑭の2を選択すること。

区分	内容
入職促進に向けた取組	✓ ①法人や事業所の経営理念や支援方針・人材育成方針、その実現のための施策・仕組みなどの明確化
	②事業者の共同による採用・人事ローテーション・研修のための制度構築
	✓ ③他産業からの転職者、主婦層、中高年齢者等、経験者・有資格者等にこだわらない幅広い採用の仕組みの構築(採用の実績でも可)
	✓ ④職業体験の受け入れや地域行事への参加や主催等による職業魅力向上の取組の実施
資質の向上やキャリアアップに向けた支援	✓ ⑤働きながら国家資格等の取得を目指す者に対する研修受講支援や、より専門性の高い支援技術を取得しようとする者に対する各国家資格の生涯研修制度、サービス管理責任者研修、喀痰吸引研修、強度行動障害支援者養成研修等の業務関連専門技術研修の受講支援等
	✓ ⑥研修の受講やキャリア段位制度と人事考課との連動によるキャリアサポート制度等の導入
	⑦エルダー・メンター(仕事やメンタル面のサポート等をする担当者)制度等導入
	⑧上位者・担当者等によるキャリア面談など、キャリアアップ・働き方等に関する定期的な相談の機会の確保
両立支援・多様な働き方の推進	✓ ⑨子育てや家族等の介護等と仕事の両立を目指すための休業制度等の充実、事業所内託児施設の整備
	✓ ⑩職員の事情等の状況に応じた勤務シフトや短時間正規職員制度の導入、職員の希望に即した非正規職員から正規職員への転換の制度等の整備
	⑪有給休暇を取得しやすい雰囲気・意識作りのため、具体的な取得目標(例えば、1週間以上の休暇を年に●回取得、付与日数のうち●%以上を取得)を定めた上で、取得状況を定期的に確認し、身近な上司等からの積極的な声かけ等に取り組んでいる
	⑫有給休暇の取得促進のため、情報共有や複数担当制等により、業務の属人化の解消、業務配分の偏りの解消に取り組んでいる
腰痛を含む心身の健康管理	✓ ⑬障害を有する者でも働きやすい職場環境の構築や勤務シフトの配慮
	✓ ⑭業務や福利厚生制度、メンタルヘルス等の職員相談窓口の設置等相談体制の充実
	✓ ⑮短時間勤務労働者等も受診可能な健康診断・ストレスチェックや、従業員のための休憩室の設置等健康管理対策の実施
	⑯福祉・介護職員の身体の負担軽減のための介護技術の修得支援やリフト等の活用、職員に対する腰痛対策の研修、管理者に対する雇用管理改善の研修等の実施
生産性向上のための取組	✓ ⑰事故・トラブルへの対応マニュアル等の作成等の体制の整備
	✓ ⑱現場の課題の見える化(課題の抽出、課題の構造化、業務時間調査の実施等)を実施している
	✓ ⑲5S活動(業務管理の手法の1つ。整理・整頓・清掃・清潔・躰の頭文字をとったもの)等の実践による職場環境の整備を行っている
	✓ ⑳業務手順書の作成や、記録・報告様式の工夫等による情報共有や作業負担の軽減を行っている
	✓ ㉑業務支援ソフト(記録、情報共有、請求業務転記が不要なもの)、情報端末(タブレット端末、スマートフォン端末等)の導入
	㉒介護ロボット(見守り支援、移乗支援、移動支援、排泄支援、入浴支援、介護業務支援等)又はインカム等の職員間の連絡調整の迅速化に資するICT機器(ビジネスチャットツール含む)の導入
㉓業務内容の明確化と役割分担を行い、福祉・介護職員が支援に集中できる環境を整備。特に、間接業務(食事等の準備や片付け、清掃、ベッドメイク、ゴミ捨て等)がある場合は、間接支援業務に従事する者の活用や外注等で担うなど、役割の見直しやシフトの組み換え等を行う。	

	✓	②④各種委員会の共同設置、各種指針・計画の共同策定、物品の共同購入等の事務処理部門の集約、共同で行うICTインフラの整備、人事管理システムや福利厚生システム等の共通化等、協働化を通じた職場環境の改善に向けた取組の実施
		②④の2 1法人あたり1の施設又は事業所のみを運営するような法人等の小規模事業者であり、②④の取組を実施している。
やりがい・働きがいの醸成	✓	②⑤ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の福祉・介護職員の気づきを踏まえた勤務環境や支援内容の改善
	✓	②⑥地域社会への参加・包容(インクルージョン)の推進のため、モチベーション向上に資する、地域の児童・生徒や住民との交流の実施
	✓	②⑦利用者本位の支援方針など障害福祉や法人の理念等を定期的に学ぶ機会の提供
		②⑧支援の好事例や、利用者やその家族からの謝意等の情報を共有する機会の提供

(7-1) 令和8年度特例要件

生産性向上や協働化に取り組む事業者の福祉・介護職員に対する上乘せの賃上げ支援

<p>別紙1表1-1及び表1-2に掲げる障害福祉サービス等事業所について ○「生産性向上(業務改善及び働く環境改善)のための取組」のうち5以上の取組(うち⑩及び⑪は必須)を実施している又は実績報告書の提出までに実施する見込み かつ 処遇改善加算Ⅱ口の加算額の2分の1以上を基本給等の改善に充てています。 ○障害福祉サービス事業所等が所属する法人が、社会福祉連携推進法人に所属している かつ 処遇改善加算Ⅱ口の加算額の2分の1以上を基本給等の改善に充てています。</p> <p>別紙1表1-4に掲げる障害福祉サービス等事業所について ○「生産性向上(業務改善及び働く環境改善)のための取組」のうち5以上の取組(うち⑩及び⑪は必須)を実施している又は実績報告書の提出までに実施する見込み かつ 処遇改善加算の加算額の2分の1以上を基本給等の改善に充てています。 ○社会福祉連携推進法人に所属しています。 かつ 処遇改善加算の加算額の2分の1以上を基本給等の改善に充てています。 別紙様式2-2、2-3「⑦令和8年度特例要件」の欄から転記</p>	○
---	---

(7-2) 処遇改善加算Ⅱ口の加算額の1/2以上を基本給等の改善に充てることについて

① 加算Ⅰ口・Ⅱ口を取得する事業所において加算Ⅱ口の加算額の1/2の見込額	0	円	
② 令和8年度特例要件を満たす(誓約する)ことでキャリアパス要件Ⅰ・Ⅱ・Ⅲを満たすこととした事業所において加算Ⅱ口の加算額の1/2の見込額	0		
③ ①+②の見込額の合計額	0		← ○
④ 令和8年度の加算による賃金改善の見込額のうち、月額賃金改善による額(①+②の見込額以上となること)	540,000	円	← ○

4 要件を満たすことの確認・証明

- 以下の点を確認し、満たしている項目に全てチェック(✓)すること。

確認事項	証明する資料の例 (指定権者からの求めに応じて提出)	○
<input checked="" type="checkbox"/> 処遇改善加算として給付される額は、職員の賃金改善のために全額支出します。 また、処遇改善加算による賃金改善以外の部分で賃金水準を引き下げません。 令和7年度と比較して令和8年度に増加した加算額について、独自の賃金改善を含む過去の賃金改善の実績に関わらず、新たな賃金改善を行います。	就業規則、給与規程、給与明細等	
<input checked="" type="checkbox"/> 期間中に事業所が休業した場合には、一時金等により福祉・介護職員その他の職員の賃金として配分します。	就業規則、給与規程、給与明細等	
<input checked="" type="checkbox"/> キャリアパス要件Ⅰ～Ⅲのうち、満たす必要のある項目について、証明となる書面を作成し、職員に周知しました。また、計画書の提出時点で書面の準備ができていない場合は、令和8年度中(令和9年3月末まで)に書面を整備します。	就業規則、給与規程、資質向上のための計画等	
<input checked="" type="checkbox"/> 労働基準法、労働災害補償保険法、最低賃金法、労働安全衛生法、雇用保険法その他の労働に関する法令に違反し、罰金以上の刑に処せられていません。	—	
<input checked="" type="checkbox"/> 労働保険料の納付が適正に行われています。	労働保険関係成立届、確定保険料申告書	
<input checked="" type="checkbox"/> 本計画書の内容及び賃金改善の方法を雇用する全ての職員に対して周知しました。	会議録、周知文書	
<input checked="" type="checkbox"/> 指定権者のホームページ等で申請先を確認しており、処遇改善加算の提出先として案内のあった申請先に提出します。	—	

- ※ 各証明資料は、指定権者からの求めがあった場合には、速やかに提出すること。
- ※ 本様式への虚偽記載のほか、処遇改善加算の請求に関して不正があった場合及び指定権者からの求めに応じて書類の提出を行うことができなかった場合は、障害福祉サービス等報酬の返還となる。また、指定取消となる場合がある。

本処遇改善計画書の記載内容・確認事項の内容に間違いがないこと及び記載内容を証明する資料を適切に保管することを誓約します。

令和 8 年 4 月 7 日 法人名 社会福祉法人県民厚生会
 代表者 職名 理事長 氏名 望月 忍

(確認用) 提出前のチェックリスト

- ・ 以下の項目にオレンジ色の「×」がないか、提出前に確認すること。「×」がある場合、当該項目の記載を修正すること。
- ※ 空欄が表示される項目は、記入が不要であるため対応する必要はない。

2 賃金改善計画について	
令和8年度の賃金改善が必要な額以上の賃金改善を行う計画となっていること	○

3 福祉・介護職員等処遇改善加算の要件について			
(1)	月額賃金改善要件	処遇改善加算Ⅳの1/2以上の月額賃金改善を行う計画になっていること	○
(2)	キャリアパス要件Ⅰ・Ⅱ	キャリアパス要件Ⅰ(任用要件・賃金体系の整備等)とキャリアパス要件Ⅱ(研修の実施等)の両方を満たすこと。ただし、満たさない場合は、令和8年度特例要件を満たすこと。	○
(3)	キャリアパス要件Ⅲ	キャリアパス要件Ⅲ(昇給の仕組みの整備等)を満たすこと。ただし、満たさない場合は、令和8年度特例要件を満たすこと。	○
(4)	キャリアパス要件Ⅳ	改善後の賃金が年額460万円以上となる者の数が事業所あたり1以上となるような計画になっていること。ただし、「職場環境等要件」について全体から14以上の取組を実施している場合は満たしているものとする	
(5)	キャリアパス要件Ⅴ	キャリアパス要件Ⅴ(配置等要件)を満たすこと	
(6)	職場環境等要件	各加算区分の算定に必要な要件を満たしていること又は令和8年度特例要件を満たし当該要件に係る取組を行うことを誓約していること 障害福祉サービス等情報公表システム等での見える化要件を満たすこと	○
(7)	令和8年度特例要件	生産性向上や協働化の取組を行っていること	○

4 要件を満たすことの確認・証明	
・ 必要な項目が全て選択されていること	○
・ 誓約・記名が行われていること	○

別紙様式2-3(票票(6月以降))

法人名 株式会社法人関係者

【記入上の注意】セルは必ず入力してください。空欄がある場合は不備となります。

合計	全ウエブ	ほかから取得する加算の対称となつていて、令和8年6月以降に取得する加算の対称となつていない	令和8年6月以降に取得する加算の対称となつていて、令和8年6月以降に取得する加算の対称となつていない
知通改善加算(仮払額)合計(円)	831,680	831,680	0
うち、知通改善加算(仮払額)の合計(円)	253,680	253,680	円
令和8年度に遡って加算される加算の合計(円)	48,720		円

【記入上の注意】令和8年度の加算率とは、令和8年度の加算率に、知通改善加算にも同率加算されることを示す。

年度	事業者名	事業所名	事業所の所在地 都道府県 市区町村	事業者番号	事業者種別	事業所種別	令和8年度(6月以降)		知通改善加算率 (b)	算定対象月 (c) ※運賃は令和8年6月から令和9年3月	知通改善加算 算出額(円) (a+b+c)	令和8年度に 増加する加算 額(円) (a+b+c) ※令和8年度に 増加する加算 額は、令和8年度 の算出額に、令和8 年度の加算率を乗 じて算出する。	⑤キャリアパス要件 要件Ⅰ Ⅱ Ⅲ Ⅳ Ⅴ				⑦令和8年度 特別要件		
							1-1 1-2	1-3					1-4	1-5					
1	121201010 静岡商	静岡商	静岡市 駿河区	静岡商	6号運送事業ヘルパー	6号運送事業ヘルパー	168,000 知通改善加算率	34.7%	37.6%	令和 8 年 6 月～令和 9 年 3 月 (10 ヶ月)	831,680	48,720	253,680	○	○	○	○	○	記入上の注意
2										令和 年 月～令和 年 月 (ヶ月)									
3										令和 年 月～令和 年 月 (ヶ月)									
3										令和 年 月～令和 年 月 (ヶ月)									
4										令和 年 月～令和 年 月 (ヶ月)									
5										令和 年 月～令和 年 月 (ヶ月)									
6										令和 年 月～令和 年 月 (ヶ月)									
7										令和 年 月～令和 年 月 (ヶ月)									
8										令和 年 月～令和 年 月 (ヶ月)									

⑤キャリアパス要件Ⅳについて(令和8年度の算定予定(円))について

知通改善加算Ⅰイ・ロ・イ・ロの算定を届け出た事業所数	0
知通改善加算Ⅱイ・ロ・イ・ロの算定を届け出た事業所数	0
知通改善加算Ⅲイ・ロ・イ・ロの算定を届け出た事業所数	0

届出先 静岡商